

議事日程第4号

令和6年3月19日（火曜日） 午前10時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 追加議案の上程及び提案理由の説明 3件

議案第28号 工事請負契約の変更について

議案第29号 工事請負契約の締結について

議案第30号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

日程第3 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決 6件

民生文教常任委員会付託事件 3件

議案第4号 令和6年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について

議案第5号 令和6年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第6号 令和6年度御嵩町介護保険特別会計予算について

総務建設産業常任委員会付託事件 3件

議案第3号 令和6年度御嵩町一般会計予算について

議案第7号 令和6年度御嵩町水道事業会計予算について

議案第8号 令和6年度御嵩町下水道事業会計予算について

日程第4 議案の審議及び採決 10件

議案第16号 御嵩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び御嵩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 御嵩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 御嵩町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 御嵩町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び御嵩町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

議案第28号 工事請負契約の変更について

議案第29号 工事請負契約の締結について

議案第30号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（12名）

議長 大 沢 まり子	1番 鈴 木 篤 志	2番 広 川 大 介
3番 山 田 徹	5番 可 児 さとみ	6番 鈴 木 秀 和
7番 清 水 亮 太	8番 奥 村 悟	9番 伏 屋 光 幸
10番 高 山 由 行	11番 岡 本 隆 子	12番 谷 口 鈴 男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 辺 幸 伸	教 育 長 奥 村 恒 也
総 務 部 長 各 務 元 規	民 生 部 長 中 村 治 彦
建 設 部 長 早 川 均	企 画 調 整 担 当 参 事 田 中 克 典
教 育 参 事 兼 学 校 教 育 課 長 筒 井 幹 次	総 務 防 災 課 長 古 川 孝
企 画 課 長 山 田 敏 寛	環 境 モ デ ル 都 市 推 進 室 長 兼 ま ち づ くり 課 長 金 子 文 仁
亜 炭 鉱 廃 坑 対 策 室 長 木 村 公 彦	税 務 課 長 丸 山 浩 史
住 民 環 境 課 長 高 木 雅 春	保 険 長 寿 課 長 大 久 保 嘉 博
福 祉 課 長 日 比 野 浩 士	農 林 課 長 渡 辺 一 直
上 下 水 道 課 長 可 児 英 治	建 設 課 長 石 原 昭 治
会 計 管 理 者 塚 本 政 文	生 涯 学 習 課 長 日 比 野 克 彦

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 土 谷 浩 輝	議 会 事 務 局 書 記 井 戸 芳 枝
----------------	-----------------------

開議の宣告

議長（大沢まり子君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく
お願いいたします。

会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 山田徹君、5番 可児さとみさんの2名を指名します。

追加議案の上程及び提案理由の説明

議長（大沢まり子君）

日程第2、追加議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。追加議案として提出されました議案第28号から議案第30号までを議題として
上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

議案第28号 工事請負契約の変更について、朗読を省略し、説明を求めます。

建設課長 石原昭治君。

建設課長（石原昭治君）

おはようございます。

それでは、議案第28号 工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

追加議案のつづりの1ページをお願いいたします。

令和5年御嵩町議会第2回臨時議会で議決された工事請負契約を次のとおり変更するもので
す。

契約の目的は、町道三反田一切木線擁壁補修（2期）工事です。

契約金額は当初契約金額の「9,636万円」を「8,369万1,300円」に変更します。

変更理由は、工事内容の精査による減額及び完成期限の延長です。

契約の相手方は、岐阜県可児郡御嵩町中切960番地1、株式会社天野建設です。

それでは、追加議案資料つづり1ページをお願いします。

こちらは工事請負仮変更契約書の写しです。

工事期間の完成期日として、当初の令和6年3月22日を3月28日に変更しています。

次の2ページは、位置図で施工箇所は上之郷の耳神社付近です。

工事概要は、左側が変更前、右側が変更後で、擁壁補修の面積の減少等が主な変更点です。

以上で、議案第28号 工事請負契約の変更についての説明を終了します。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第29号 工事請負契約の締結について、議案第30号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、以上2件、朗読を省略して説明を求めます。

教育参事 筒井幹次君。

教育参事兼学校教育課長（筒井幹次君）

おはようございます。

それでは、議案第29号 工事請負契約の締結について説明をさせていただきます。

追加議案書の2ページをお願いいたします。

次のとおり、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

1. 契約の目的は、伏見小学校大規模改造工事です。
2. 契約の方法は、条件付き一般競争入札。
3. 契約金額は15億4,000万円。
4. 契約の相手方は青協・栗山・三和木特定建設工事共同企業体、代表構成員は青協建設株式会社可茂営業所、構成員は株式会社栗山組可児営業所及び株式会社三和木です。

次に、追加議案の資料つづり3ページをお願いいたします。

この3ページから次の4ページに工事請負仮契約書の写しを掲載しております。

令和8年3月27日を完成期限とする仮契約を令和6年3月8日に締結いたしております。

5ページには入札執行結果公表一覧表を、次の6ページには工事区域内の配置図を掲載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、議案第29号の説明とさせていただきます。

引き続き、追加議案書に戻っていただきまして、3ページをお願いいたします。

議案第30号 和解及び損害賠償の額を定めることについて説明させていただきます。

財物事故による和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、次のとおり議会の議決を求めるものです。

1. 和解及び損害賠償の相手方は、ここに示された方であります。

2. 事故の概要は、令和6年1月31日水曜日、午前11時45分頃、向陽中学校体育館において体育の授業中、剣道で防具の着脱テストをしていたときに発生しました。被害生徒は眼鏡を外し床に置いた状態でテストを受けており、担当教職員が近づいたところ、誤って被害生徒の眼鏡を踏んでしまい破損したというものです。

和解条項及び損害賠償額としまして、町は相手方に対し、本件事故に対する一切の損害賠償金として1万2,540円を支払う。なお、本件のほか、町、相手方間には一切の債権債務関係がないことを確認するとしております。

また、この賠償金につきましては、御嵩町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険により保険給付されます。

以上、説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決

議長（大沢まり子君）

日程第3、付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決を行います。

各常任委員会に付託しました議案第3号から議案第8号の計6件を一括議題とします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

ただいま議題としました6件について議長宛てに審査報告書の提出がありましたので、それぞれの常任委員会委員長より順次報告をしていただき、審議及び採決を行います。

初めに、民生文教常任委員会付託事件の議案第4号 令和6年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案第5号 令和6年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第6号 令和6年度御嵩町介護保険特別会計予算について、以上3件について行います。

民生文教常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長 谷口鈴男君。

民生文教常任委員会委員長（谷口鈴男君）

それでは、御報告させていただきます。

委員会付託事件審査報告書の1ページをお願いいたします。

令和6年3月13日、御嵩町議会議長 大沢まり子様、民生文教常任委員会委員長 谷口鈴

男。

民生文教常任委員会付託事件審査報告書。

令和6年3月7日に本委員会に付託された事件につきまして、御嵩町議会会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告いたします。

1. 審査実施日、令和6年3月12日火曜日。

2. 審査事件名、議案第4号 令和6年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案第5号 令和6年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第6号 令和6年度御嵩町介護保険特別会計予算について。

3. 審査の経過、予算の審査に当たりましては、予算書、主要施策の概要及び歳入歳出予算附属書類の説明を関係職員に求め、編成された予算が一つの施策だけに重点を置くようなものではなく、広く客観的に、住民全体の立場に立った公平なものか、基本計画等に合致したものであるか、使用料、国庫、県支出金などの算定が的確になされ財源が確保されているかなどを主眼において審査をいたしました。

なお、主要な質疑につきましては以下のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

4. 審査の結果、議案第4号 令和6年度御嵩町国民健康保険特別会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。

議案第5号 令和6年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。

議案第6号 令和6年度御嵩町介護保険特別会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（大沢まり子君）

委員長報告が終わりましたので、それぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

議長（大沢まり子君）

議案第4号 令和6年度御嵩町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑は終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号 令和6年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第5号 令和6年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号 令和6年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第6号 令和6年度御嵩町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号 令和6年度御嵩町介護保険特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

続きまして、総務建設産業常任委員会付託事件の議案第3号 令和6年度御嵩町一般会計予算について、議案第7号 令和6年度御嵩町水道事業会計予算について、議案第8号 令和6年度御嵩町下水道事業会計予算について、以上3件について行います。

総務建設産業常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

総務建設産業常任委員会委員長 奥村悟君。

総務建設産業常任委員会委員長（奥村 悟君）

それでは、報告をさせていただきます。

ピンク色の表紙、委員会付託事件審査報告書の3ページをお願いします。

令和6年3月15日、御嵩町議会議長 大沢まり子様。総務建設産業常任委員会委員長 奥村悟。

総務建設産業常任委員会付託事件審査報告書。

令和6年3月7日に本委員会に付託された事件について、御嵩町議会会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

1. 審査実施日、令和6年3月14日木曜日。

2. 審査事件名、議案第3号 令和6年度御嵩町一般会計予算について、議案第7号 令和6年度御嵩町水道事業会計予算について、議案第8号 令和6年度御嵩町下水道事業会計予算について。

3. 審査の経過、予算の審査に当たっては、予算書、主要施策の概要及び歳入歳出予算附属書類の説明を関係職員に求め、編成された予算が一つの施策だけに重点を置くようなものではなく、広く客観的に住民全体の立場に立った公平なものか、基本計画等に合致したものであるか、使用料、国庫、県支出金などの算定が的確になされ財源が確保されているかなどを主眼に置いて審査をしました。

なお、主な質疑は次のとおりでありました。お目通しを願いたいと思います。

4. 審査の結果、議案第3号 令和6年度御嵩町一般会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。

議案第7号 令和6年度御嵩町水道事業会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。

議案第8号 令和6年度御嵩町下水道事業会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。

なお、令和6年3月13日付で令和6年度一般会計予算のうち、民生文教常任委員会が所轄する部分の報告書が提出されておりますので、お目通しを願いたいと思います。

以上で報告を終わります。

議長（大沢まり子君）

委員長報告が終わりましたので、それぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

議長（大沢まり子君）

議案第3号 令和6年度御嵩町一般会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号 令和6年度御嵩町一般会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第7号 令和6年度御嵩町水道事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号 令和6年度御嵩町水道事業会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第8号 令和6年度御嵩町下水道事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第8号 令和6年度御嵩町下水道事業会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は10時35分といたします。

午前10時24分 休憩

午前10時35分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開します。

議案の審議及び採決

議長（大沢まり子君）

日程第4、議案の審議及び採決を行います。

議案第16号 御嵩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び御嵩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第16号 御嵩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び御嵩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第17号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第17号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第18号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

3番 山田徹君。

3番（山田 徹君）

資料つづりの22ページにあります条例の改正の概要ですけれども、今回、月額を6,850円ということで、現行の6,640円から210円を上げられるということなので、これは今般の介護保険の情勢を見ますとやむを得ないことかなとは思いますが、実際、介護保険が始まって、平成12年、当初御嵩町は2,220円から出発しておると思うんです。どんどんどんどん値上がりして今は3倍近くおるといことなんですけれども、県下における介護保険料の情勢ということで、第8期のこの6,640円を見ますと、近隣では八百津町では5,000円、川辺町では4,500円という安さなんですけれども、現行で結構ですけれども、第8期、この金額が県下で大体何番目ぐらいのものなのか。それがどういう理由にあるのかということをお聞かせいただくとありがたいと思います。

議長（大沢まり子君）

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

ただいまの山田議員の質問にお答えさせていただきます。

第8期の介護保険料につきましては、御嵩町は県内で高いほうから2番目となっております。この高さがなぜかというところではございますが、先ほど山田議員が質問の中で言われましたように、最初の頃の介護保険料の算定というところは、比較的給付費の見込みも立てやすいところではあったかなと考えております。基金での対応等考慮することもないのかなと思います。今後ですと団塊の世代が75歳になる2025年とか、また団塊ジュニア世代が65歳になる2030年といったところでは、今後、大幅な給付費の伸びも想定され、将来的な見込みが立てにくい中、安定的な介護保険特別会計を行っていくために、給付費への対応や将来の負担軽減といったところから、今回の算定もしくは8期の算定をさせていただいております。

また、介護給付費につきましては、町内においては特別養護老人ホームが町内にあるところとか、また、デイサービスなどの通所系のサービスが高齢者の人口の割には多くといった中、介護サービスが利用しやすい環境にあるのかなというふうには考えております。

また、将来的な介護給付費を抑制するために、介護予防事業や地域包括支援事業を行っておりますが、こちらの事業に対しても介護保険料は活用させていただいておりますので御理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

[挙手する者あり]

議長（大沢まり子君）

3番 山田徹君。

3番（山田 徹君）

御説明ありがとうございます。

介護保険料が高いという事情は、御嵩町は分かるんですけども、果たしてそれで介護難民といたしますか、介護を受けたいんだけど受けられないという方は絶対いないのかというと、困っておられるという方もおられると思いますので、介護保険料が抑えられて、皆さんが元気で介護保険を使わなくても済むような、サービスを使わなくても済むような、そういう町にできたらと思うんですけども、その辺り、財政施策的な行政の誘導といたしますか、そういったことを今後もお願いしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第18号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第19号 御嵩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第19号 御嵩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第20号 御嵩町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第20号 御嵩町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第21号 御嵩町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び御嵩町監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第21号 御嵩町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び御嵩町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第22号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第22号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第28号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第28号 工事請負契約の変更について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第29号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第29号 工事請負契約の締結について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第30号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第30号 和解及び損害賠償の額を定めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（大沢まり子君）

日程第5、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議長（大沢まり子君）

以上で、本定例会に提出されました案件は全て終了しました。

ここで町長より挨拶をお願いいたします。

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

令和6年第1回定例会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

終始熱心に御議論、御審議いただきまして、誠にありがとうございました。追加議案も含めて上程させていただきました議案につきましては、全て議了していただきました。御礼申し上げます。

リニア発生土置場計画に関しましては2月28日に答申を受け取りました。また、新庁舎整備事業に関しまして、近々答申をいただく運びとなっております。今後しっかり判断をし責任を持って進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、副町長について選任同意をいただきました。今後、この後人事異動もござひます。4月からの新体制により、今議会で御了承いただきました新年度予算をしっかりと実行していき、誇りの持てるまちづくりの推進に向け一層励んでまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。そのためには、執行部と議会両輪となって進んでいくことが必要になってまいります。引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

年度の変わり目を迎えますが、新年度に向け議員各位の一層の御活躍、御健勝を祈念申し上げまして御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（大沢まり子君）

これをもって令和6年御嵩町議会第1回定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時51分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 大 沢 まり子

署 名 議 員 山 田 徹

署 名 議 員 可 児 さとみ